

2021年9月24日

各 位

株式会社 西 京 銀 行  
取締役頭取 平岡 英雄

金融庁「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」支援案件への決定について

西京銀行は、金融庁が金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みを支援するために設置した「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」に申請し、本日9月24日（金）、支援案件として決定を受けましたので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1. 支援案件の概要

基幹系システムをベンダー開発のメインフレーム上で稼働する共同利用型基幹系システムから、オンプレミスのオープン系システムを経由せず、クラウド型システム（パッケージ：開発自営型）に直接移行することを目指す新たな取組み。

### 2. 当行の取組みについて

当行は、基幹系システムをクラウド上で稼働する開発自営型に移行し、開発コストの低減やフィンテック等の新サービスの柔軟な取り込みを図ることで、銀行のビジネスモデルを IT 駆動型ビジネスモデルに転換することを目指します。また、銀行に蓄積する IT ノウハウを活かし、当行の主要なお客さまである中小・小規模事業者さまに対する IT コンサルティングを提供します。これらを通じ、デジタル化に対する情報提供、IT 導入支援を行うことで、事業者さまの生産性向上・業務効率化を実現し、地域全体の活性化に貢献します。

### 3. 金融庁「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」について

金融庁では、金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、IT ガバナンスや IT に関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置しました。

支援案件は、以下のチェック項目に照らし、決定されます。

- ① 基幹系システムの開発・更改により、業界全体のデジタルライゼーション進展や生産

- 性向上、我が国における利用者利便の生産性向上が見込まれること（社会的意義）
- ② 実現しようとする基幹系システムの開発・更新に先進性が認められること（先進性）
  - ③ 基幹系システムの開発・更改において、利用者保護上の適切な対応が確保されること（利用者保護）
  - ④ 基幹系システムの開発・更改に必要な資金・人員等のリソースが確保されていること（遂行可能性）

以 上

◆ 本件に関するお問い合わせ  
西京銀行 システム部（担当：山下）  
TEL：080-6300-7757